ビタミンM

~ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ~ (2月号)

く今月のトピックス>

- 長時間労働対策について
- ストレスチェック制度続報



ビタミンMの"M"とは、"Management"を指し、"お客様の経営に効く" "お客様に活力を与える"存在でありたいとの願いが込められています

平成27年1月からの長時間労働対策の取組み

政府は、昨年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置しました。また、本年1月から各都 道府県労働局に「働き方改革推進本部」を設置するなど、更なる長時間労働対策を推進しています。

「働き方改革推進本部」の設置→企業の自主的な働き方の見直しを推進

- 1. 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ(仕事の進め方の見直しによる時短など)
- 2. 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成(年次有給休暇の取得推進など)

過重労働等撲滅への取組み

1. 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

下記①②の事業場を対象とした、労働基準監督署による監督指導(立入調査)の徹底 🔩

- ①時間外労働時間数が1ヶ月100時間を超えていると考えられる事業場
- ②長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場
- 2. インターネットによる情報監視

厚生労働省が監視・収集したインターネット上の求人情報などを、労働基準監督署による監督指導等に活用

3. メンタルヘルス対策の強化(都道府県労働局において実施)

ストレスチェック制度の周知、ストレスチェック及び面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修



ストレスチェック実施について

ストレスチェック実施が今年の12月から義務化されると聞いていますが、何か他に決定されたことはありますか?



ストレスチェックは、1年以内ごとに1回以上 実施し、調査票によることを基本としていま す。また、一般定期健康診断と同時に実施 することも可能です。



ストレスチェックを実施できる人はどのような人なのでしょうか?



(3)

6

ストレスチェックの実施者となれる者は、医師、保健師の他一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士です。

ただし、事業場の状況を日頃から把握している産業医等がなることが望ましいとされ、

また、労働者に対して人事権 を有している者は実施者 になれません。

調査票のチェック項目はどのようにして決めるのでしょうか?



旧労働省委託研究により開発された、「職業性ストレス簡易調査票」による57項目が標準項目とされていますが、各企業が一定の要件のもと、独自に項目を選定することができる予定です。その他詳細は判明次第、お伝え致します。

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。 また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました!「kor@nkgr.co.jp」に<<u>事業所名・お名前・メール配信希望</u>>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する 最新情報をお届けいたします。



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ) 〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル 発行責任者:社会保険労務士 岩田健 TEL:06-6868-1193 FAX:06-6862-4662 Mail:kcr@nkgr.co.jp

(5

